

## 2023年度労働協約改訂及び労働条件改善交渉の集約にあたって

本部は8月8日、未だに続くコロナ禍の状況の中で、大変な思いをして働く組合員をはじめ、多くの職場の社員の切実な声である153項目の要求を、申第4号として提出しました。そして、8月17日の第1回団体交渉から9月12日の会社回答である第8回団体交渉まで、少しでも現状を変えるべく職場の問題点や、未来ある若手社員の「新しい人事・賃金制度等の見直し」と、死文化している「54歳原則出向制度」の廃止について粘り強く主張してきました。職場からの闘いと粘り強い交渉を行ってきましたが、会社はJR東海労の主張を受け止めることなく回答を示してきました。会社回答は、フレックスタイム制の拡大をはじめその他11項目が示されましたが、「新しい人事・賃金制度等」の改善、「54歳原則出向制度」の廃止も含めて、いずれもJR東海労の要求には全く応えないという内容でした。

本部は9月14日、2023年度労働協約改訂及び労働条件改善に関する再申し入れを行い、9月19日に第9回団体交渉を開催しました。第9回団体交渉では、出向社員・専任社員の労働条件の改善、リニア建設の中止、祝日手当の復活、コロナ慰労金の支給、乗務員勤務制度のあり方について会社を迫りました。しかし、会社は姿勢を変えることなく対立で終了しました。

本部は、大変な苦勞をして安全・安定輸送を担っている組合員や社員の思いを会社にしっかりと訴えてきましたが、会社は口先では苦勞を認めつつも、実際は何ら組合の要求には応えませんでした。

本部は9月25日、2023年度労働協約改訂及び労働条件改善交渉を集約するため、改訂新人事・賃金制度と54歳原則出向制度以外について基本協約を締結する意思を表明する申第6号（2023年9月25日付）を会社に申し入れました。

本日開催した団体交渉の中で、本部は「会社はJR東海労が反対しているにもかかわらず、『新しい人事・賃金制度等の見直し』と『54歳原則出向』を一方的に実施しているが、JR東海労が指摘した通り多くの問題点がある」と強く主張しました。

本部は、今交渉の中でもこの2つの制度の問題について会社を迫ってきました。しかし、会社は頑なにJR東海労の要求を拒否しました。組合はその制度の問題解決を抜きに「新しい人事・賃金制度等の見直し」と「54歳原則出向」を認めることはできないと主張しました。会社はこの2つの制度を締結しない限り、基本協約は締結しないと言明しました。本部は「新しい人事・賃金制度等の見直し」と「54歳原則出向」部分を抜いて基本協約を締結する考えのあることを会社に示しましたが、会社はそれを拒否しました。本部は、現時点においてこれ以上の進展は困難と判断し、本日11時21分をもって、昨年と同様に労使関係部分のみの労働協約を、不本意ながら締結することを会社に通告しました。

このような会社の姿勢を許すことなく、今後も組合員をはじめ職場の社員の皆さんの思いを実現させるために奮闘します。

最後に、今次交渉に対する組合員をはじめJR総連の皆さんからの支援、激励に対して心から感謝申し上げ、交渉集約に当たっての見解とします。

2023年9月26日  
JR東海労働組合中央本部